

東日本ユニオン NEWS

J R東日本労働組合 発行者 情報宣伝部 2025年2月3日 No.833

「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」 に関する申し入れを提出!

東日本ユニオンは 2024 年 12 月 23 日に経営側より提案を受けました。

今提案の実施により、鉄道の安全と 社員の安全、技術力の向上、社員の働 きがいが阻害されてはなりません。

提案以降、社員から東日本ユニオンに多くの疑問等の声が寄せられました。施策実施にあたっては現場視点での社員の理解・納得が必要不可欠であることから、申第 18 号「在来線保線部門の将来ビジョンの実現に向けた組織の見直しについて」に関する申し入れを1月31日、経営側へ提出しました。





提案内容 (1) 現業機関の見直し ○○保線設備技術センター エリアセンター (AC) ○○保線技術センター ○○保線技術センター ○○保線設備技術センター ※都市手当及び寒冷地手 当は、各保線設備技術 ○○保線センター ● ○○BASE センター内の最も高い ○○保線センター 給地区分となる。 ○○保線センター ● ○○AC 1.保線設備技術センターで一体となって、本部・支社内の保線業務を 推進します。

- 2.これに伴い従来の保線技術センターを見直します。 3.保線設備技術センター内の保線センターは、設備管理や運転
- 3.保線設備技術センター内の保線センターは、設備管理や運転取扱、 契約、現場対応等、エリアの保守の責任と権限を担います。

(2)検査の業務区分を一部見直し

各本部・各支社で指定した分岐器の一部直轄検査等の業務も見直します。

(3) 実施時期

令和7年6月

「変革 2027」の実現に向けて

- 1. 入社7年目までの育成プランにおける成果と課題を明らかにすること。
- 2. 入社7年目以降の社員に対する技術力向上に資する教育の成果と課題を明らかにすること。
- 3. 本施策を実施し、どのように技術力の向上を図っていくのか明らかにすること。
- 4.「意欲的に成長できる環境づくりに取り組む」とあるが、具体的な取り組み内容を明らかにすること。
- 5. 本施策を実施することで新たに出向が発生するのか明らかにすること。
- 6. 保線部門における離職防止に向けた考え方を明らかにすること。

将来ビジョン実現に向けた組織の見直し

(1) 現業機関の見直し

- 1.「広範囲に挑戦し活躍できる風土と環境の構築」とあるが「風土」の具体的な内容を明らかにすること。
- 2.「広範囲に挑戦し活躍できる風土と環境の構築」とあるが「環境」の具体的な内容を明らかにすること。
- 3. 「広範囲で柔軟な働き方を可能とすることで、やりがいや能力の向上に繋げていく」とあるが、施策を実施してどのように「やりがい」や「能力向上」に繋がるのか具体的に明らかにすること。
- 4. 保線設備技術センターの業務内容を具体的に明らかにすること。
- 5. 保線センターの業務内容を具体的に明らかにすること。
- 6. 保線センターに「企画安全G」と「計画推進チーム」を設置する理由を明らかにすること。
- 7. エリアセンターの変更される業務内容を具体的に明らかにすること。
- 8. 「エリアセンター」と「BASE」の違いを明らかにすること。
- 9.「エリアセンター」と「BASE」の設置基準を明らかにすること。
- 10. 保線センターが持つ「エリア保守の責任」の具体的な内容を明らかにすること。
- 11. 保線センターが持つ「エリア保守の権限」の具体的な内容を明らかにすること。

(2) 業務の融合と連携

- 1.「業務の融合により、連携した業務遂行や変革業務、新たな価値の創造といった企画業務に参画」とあるが「変革業務」の具体的な内容を明らかにすること。
- 2.「新たな価値の創造といった企画業務」の具体的な内容を明らかにすること。
- 3.「柔軟に専門チームを編成」とあるが「社員の指定」は誰が行うのか明らかにすること。
- 4.「専門チーム」を担う社員は、保線センターで担務を持ちながら専門チームの業務を行うのか明らかにすること。
- 5. A保線センターからB保線センターに「担務変更」になる場合、本人への周知期間 の考え方を明らかにすること。
- 6. 現在の認定線区におけるに成果を明らかにすること。
- 7. 現在の認定線区における課題を明らかにすること。また、課題解決に向けた今後の取り組みを明らかにすること。
- 8.「認定線区保守業務の適用エリア」を拡大する「基準」を明らかにすること。